



島根県報

平成20年 1月25日 (金)
第 1,951 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

島根県個人情報保護条例第22条第 1 項の規定による個人情報の一部改正	(総 務 課)	1
平成19年度第 4 次自衛官募集	(消 防 災 課)	1
清水月山県立自然公園特別地域内における行為の許可基準の特例を適用する区域及び許可基準の特例	(自 然 環 境 課)	2
農業近代化資金の利子補給率の一部改正	(農 業 経 営 課)	2
換地計画書の縦覧 (2 件)	(農 村 整 備 課)	3
県営土地改良事業の工事の完了	(")	3
島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改正	(水 産 課)	4
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	5
道路の供用開始	(")	5
廃川敷地等の発生	(河 川 課)	6

選管告示

政治資金規正法の規定に基づく設立の届出のあった政治団体	6
政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあった政治団体	7
政治資金規正法の規定に基づく解散の届出のあった政治団体	8
政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあった資金管理団体	8

告 示

島根県告示第50号

島根県個人情報保護条例第22条第 1 項の規定による個人情報 (平成14年島根県告示第798号) の一部を次のように改正し、平成20年 1月25日から施行する。

平成20年 1月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表の島根県非常勤嘱託員採用試験採用区分 の項口頭により開示請求をすることができる場所の欄中「 」を「試験を実施した所属」に改め、同表の島根県非常勤嘱託員採用試験採用区分 の項口頭により開示請求をすることができる場所の欄中「受験申込書を提出した所属」を「 」に改める。

島根県告示第51号

自衛隊法施行令 (昭和29年政令第179号) 第114条及び第117条第 1 項並びに第118条の規定に基づき、平成19年度第 4 次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成20年 1月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 採用する自衛官
男性のみ 2等陸士・2等海士 若干名
- 2 募集期間
平成20年1月25日(金)から平成20年2月8日(金)まで
- 3 試験期日
平成20年2月16日(土)
- 4 試験場の位置及び名称
出雲市松寄下町1142-1(電話0853(21)1045)
陸上自衛隊出雲駐屯地
- 5 採用予定日
平成20年3月下旬又は4月上旬
- 6 その他
 - (1) 応募資格
日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上27歳未満の男性
 - (2) 試験科目
ア 筆記試験(国語・数学・社会・作文)
イ 口述試験
ウ 適性検査
エ 身体検査
 - (3) この試験に関する問合せは、自衛隊島根地方協力本部(松江市学園1丁目1-14 電話0852(21)0015)に連絡すること。

島根県告示第52号

島根県立自然公園条例施行規則(昭和36年島根県規則第20号。以下「規則」という。)第19条の2第25項の規定に基づき、清水月山県立自然公園特別地域内における行為の許可基準の特例を適用する区域及び許可基準の特例を次のとおり定め、平成20年2月1日から施行する。

平成20年1月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 許可基準の特例を適用する区域
安来市古川町の一部
(区域の範囲を表示した図面は、掲載を省略し、島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 許可基準の特例
規則第19条の2第2項から第6項までの規定にかかわらず、島根県立自然公園条例(昭和36年島根県条例第11号)第11条第4項第1号に掲げる行為(建築物(規則第19条の2第1項の規定の適用を受けるものを除く。)の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可の基準は、規則第19条の2第1項第2号から第5号までに掲げる基準とする。ただし、規則第19条の2第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

島根県告示第53号

農業近代化資金の利子補給率(平成11年島根県告示第913号)の一部を次のように改正し、平成20年1月25日から施行する。

平成20年1月25日前に島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則(昭和37年島根県規則第1号)第4条の規定によ

り利子補給の承認を受けている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成20年 1月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表中「年0.6パーセント」を「年0.4パーセント」に改める。

島根県告示第54号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う益美2期（匹見）地区矢尾工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成20年 1月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成20年 1月25日から21日間

3 縦覧の場所

益田市役所

島根県告示第55号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う益美2期（匹見）地区石谷工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成20年 1月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成20年 1月25日から21日間

3 縦覧の場所

益田市役所

島根県告示第56号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成20年 1月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	完了年月日
中川地区農業用排水施設事業（県営かんがい排水事業）	平成19年2月14日

島根県告示第57号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱（平成13年島根県告示第267号）の一部を次のように改正する。

平成20年1月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第2中

年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.1%	年0.9%	年1.1%	年1.1%	年0.9%
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年0.6%	年0.6%
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年0.6%	年0.6%
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
		年1.25%	年0.6%	年0.6%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.6%	年0.6%

を

年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.1%	年0.9%	年1.1%	年1.1%	年0.9%
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年0.4%	年0.4%
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）			

に改

付けるものにあつては、年1.25%)	付けるものにあつては、年1.05%)	年1.25%	年0.4%	年0.4%
年1.25% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
		年1.25%	年0.4%	年0.4%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.4%	年0.4%

める。

附 則

- この告示は、平成20年 1月25日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の規定は、平成20年 1月25日以後に貸し付けられた別表第 1 の左欄に掲げる資金（以下「島根県漁業近代化資金等」という。）について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

島根県告示第58号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年 1月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延長
一般国道	261号	江津市松川町長良144番 2 地先から同地先まで	前	メートル 9.00	メートル 40.00	災害防除工事 拡幅 仮設道設置	
			後	9.00~ 15.00	40.00		
県 道	浜田八重可部線	浜田市佐野町イ664番 2 地先から同町イ693番 3 地先まで	前	A	10.00~ 27.00	浜田県土整備事務所	左記の A 及び B は関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 土地所有者への返還 仮設道撤去
				B	4.00~ 6.00		
			後 A	10.00~ 27.00	40.00		

島根県告示第59号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年1月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	261号	江津市松川町長良144番2地先から同地先まで	メートル 40.00	平成20年 1月25日	浜田県土整備事務所	
県道	多伎江南出雲線	出雲市上塩冶町2646番1地先から同市今市町南本町35番19地先まで	230.00	平成20年 1月25日	出雲県土整備事務所	
〃	田儀山中大田線	大田市富山町山中字道原2332番1地先から同地先まで	45.00	平成20年 1月25日	県央県土整備事務所大田事業所	

島根県告示第60号

道路改良工事の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県益田県土整備事務所津和野土木事業所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年1月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 河川の名称
一級河川高津川水系白石川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成20年1月25日
- 3 廃川敷地等の位置
 - (1) 鹿足郡津和野町邑輝416番1地先から同776番1地先まで
 - (2) 鹿足郡津和野町邑輝406番地先から同794番3地先まで
 - (3) 鹿足郡津和野町邑輝794番3地先
 - (4) 鹿足郡津和野町邑輝782番1地先から同783番地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
 - (1) 土地 649.98平方メートル
 - (2) 土地 238.25平方メートル
 - (3) 土地 16.87平方メートル
 - (4) 土地 21.75平方メートル

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成20年1月25日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党島根県地方振興支部	景山 俊太郎	松原 成克	松江市内中原町140 - 2 303号

2 その他の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
日本栄養士連盟島根県支部	稲田 サチ子	倉橋 恵里	松江市春日町615

島根県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定に基づき異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成20年 1月25日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
自由民主党八束町支部	主たる事務所の所在地	松江市八束町二子495	松江市八束町二子225
	代 表 者	安部 吉輝	足立 利人
	会計責任者	建田 浩一	足立 利人
自由民主党玉湯町支部	主たる事務所の所在地	松江市玉湯町大谷1053	松江市玉湯町玉造1008 - 1
	代 表 者	原田 暢悦	小泉 恒吉
自由民主党大和支部	主たる事務所の所在地	邑智郡美郷町潮村293 - 2	邑智郡美郷町長藤237
	代 表 者	大和 邦雄	遠藤 武
	会計責任者	福島 教次郎	岩崎 功
自由民主党島根県林業支部	代 表 者	手銭 白三郎	手銭 長光
国民新党島根県第二選挙区支部	会計責任者	羽根 秀幸	渡邊 浩
国民新党島根県支部	会計責任者	羽根 秀幸	渡邊 浩

2 その他の政治団体

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
島根県中小企業政治協会	会計責任者	大西 孝	河野 安正
角ともこ後援会（とまちゃんクラブ）	主たる事務所の所在地	松江市天神町132	松江市津田町316 - 2
はつらつ島根をつくる会	団体の名称	はつらつ島根をつくる会	角ともこを支える会
	主たる事務所の所在地	松江市竹矢町1118	松江市津田町316 - 2

島根県林業政治連盟	代 表 者	手 銭 白三郎	手 銭 長光
島根県社会福祉政治連盟	代 表 者	澄 田 信義	今 岡 義治
岡田まりを励ます会	会 計 責 任 者	岡 田 倍子	加 藤 茂
亀井久興後援会賛助会	主たる事務所 の所在地	益田市あけぼの西町9-10-2	松江市学園南1-9-19
	会 計 責 任 者	羽 根 秀幸	大 畑 茂三郎
亀井久興後援会	主たる事務所 の所在地	益田市あけぼの西町9-10-2	松江市学園南1-9-19
	会 計 責 任 者	羽 根 秀幸	松 本 利範
亀井亜紀子後援会	主たる事務所 の所在地	益田市あけぼの西町9-10-2	松江市学園南1-9-19
林卓雄後援会	会 計 責 任 者	豊 田 博文	福 場 林吉

島根県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づき解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第17条第3項の規定により告示する。

平成20年1月25日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

名	称	解散年月日
自由民主党島根県参議院選挙区第二支部		平成19年12月26日

2 その他の政治団体

名	称	解散年月日
中国電力労働組合政治連盟島根県支部		平成19年12月15日

島根県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定に基づき異動事項の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成20年1月25日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異 動 内 容	
			新	旧
角 智子	はつらつ島根をつくる会	名 称	はつらつ島根をつくる会	角ともこを支える会
		主たる事務所 の所在地	松江市竹矢町1118	松江市津田町316-2